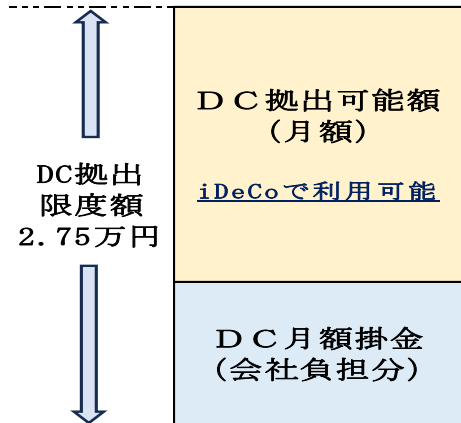


2022年10月及び2024年12月に法改正で確定拠出年金制度が変わります。

2022年10月から
企業型DC制度の加入者もiDeCoに加入できるようになり、空いている拠出限度額の利用が可能になりました。

2024年12月から
拠出限度額の算出方法が変更となり基金の加入者の拠出限度額が増加します。

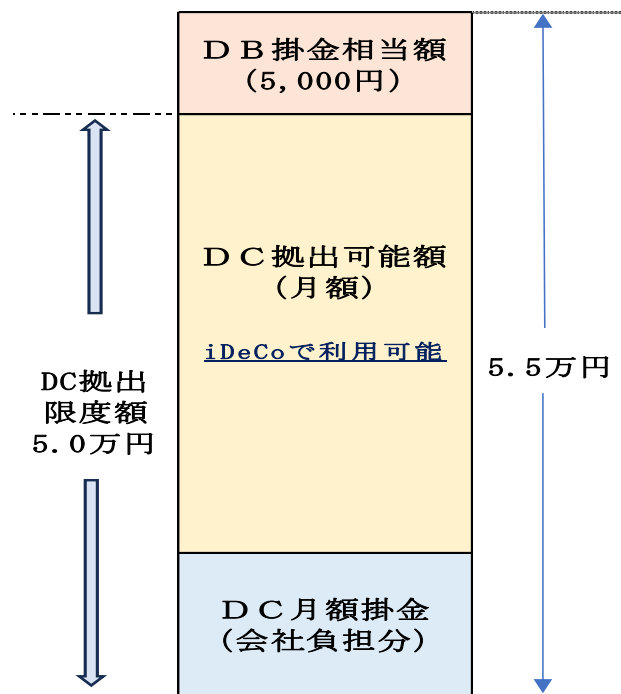
2022年10月から2024年11月まで



< iDeCoへの掛金拠出上限額 (月額) >

27,500円 - DC月額掛金 (会社負担分)
ただし、5,000円から12,000円の範囲

2024年12月以降



< iDeCoへの掛金拠出上限額 (月額) >

55,000円 - (5,000円 (DB掛金相当額)
+ DC月額掛金 (会社負担分))
ただし、5,000円から20,000円の範囲

※ iDeCoへの拠出できる額が増加します。